平成１９年２月１日

規　則　第　１３　号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成１９年条例第１６号。以下「条例」という。）の規定に基づき、初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務の級及び号給の決定）

第２条　任命権者は、条例の規定により、その所属の職員の職務の級及び号給を決定するには、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによらなければならない。

（定義）

第３条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）職員　条例第３条１項第に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。

（２）昇格　職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

（３）降格　職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

（４）経験年数　職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。

（５）必要経験年数　職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

（６）在級年数　職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

（７）必要在級年数　職員の職務の級を決定する場合に必要な１級下位の職務の級における在級年数をいう。

（８）正規の試験　広域連合長の行う試験又は広域連合長がこれに準ずると認める試験をいう。

（級別資格基準表）

第４条　職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定め

る場合を除き、別表第１に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第５条　級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を、それぞれ示す。

２　級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（１）正規の試験の結果に基づいて職員となった者

（２）正規の試験に準ずる試験の結果に基づき、広域連合長が承認した方法により選択されて職員となった者

（３）特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第１号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ広域連合長の承認を得たもの

３　級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き別表第２に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

４　前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第６条　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の

経験年数による。

２　級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第３に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第７条　職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第４に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第８条　級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前２条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第９条　次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の在級年数として取り扱うことができる。

（１）第１５条の規定の適用を受けた職員　他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間

（２）第２０条第１項又は第２２条第１項に規定する異動をした職員　他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間

（初任給基準）

第10条　新たに職員となった者の号給は、条例別表第２級別職務分類表の規定により決定された職務の級の号給のうち、原則としてその者の資格に応ずる初任給基準表（別表第５）に掲げる号給と同じ号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄又は試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも

下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第１２条から第１５条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第 11 条　初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

２　初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第５条第２項の規定の例によるものとし、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第 12 条　新たに職員となった者のうち､その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

２　初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ､「大学卒業程度の試験」にあっては「大学卒」の区分が、「短大卒業程度の試験」にあっては「短大卒」の区分が、「高校卒業程度の試験」にあっては「高校卒」の区分が、それぞれ同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第 13 条　新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち､当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第１０条第１項の規定による号給（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を１２月（その者の経験年数のうち５年を

超える経験年数（第４号に掲げる者で必要経験年数が５年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって広域連合長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、１８月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で広域連合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

（１）第５条第２項第１号及び第２号に掲げる者　その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度の試験」にあっては「大学卒」の区分に、「短大卒業程度の試験」にあっては「短大卒」の区分に、「高校卒業程度の試験」にあっては「高校卒」の区分にそれぞれ属する学歴免許等の資格（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以降の経験年数

（２）第５条第２項第３号に掲げる者　その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（３）前２号又は次号に該当する者以外の者　初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（４）第１号又は第２号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの　級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

２　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、前条第１項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第１項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とす

る。

３　第１項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前２項に定めるもののほか、第６条から第８条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第 14 条　前２条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第 15 条　次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前２条の規定による場合には、著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

（１）給料表の適用を受けない地方公務員

（２）国家公務員

（３）公共企業体に勤務する者

（４）広域連合長が前３号に掲げる者に準ずると認める者

（昇格）

第 16 条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しているときは、その者の属する職務の級を１級上位の職務の級に決定するものとする。

２　前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

３　勤務成績が特に良好である職員に対する第１項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に１００分の８０以上１００分の１００未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

４　第１項の規定による昇格は、現に属する職務の級に１年以上在級していない職員

については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が１年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第17条　職員が第５条第２項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し上位の職務級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第18条　職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第６に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

２　前２条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　前条の規定により職員を昇格させた場合において、前２項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前２項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

４　降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前３項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

（降格の場合の号給）

第19条　職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

２　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　前２項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、そ

の者の号給を決定することができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第 20 条　職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

２　勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に１００分の８０以上１００分の１００未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第 21 条　前条第１項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

（１）次号及び第３号に掲げる者以外の者　新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

（２）その初任給の決定について第１５条の規定の適用を受けた者及び広域連合長の定める者（次号に掲げる者を除く。）　あらかじめ広域連合長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

（３）広域連合長の定める異動に該当する異動をした者　異動の日の前日における号給を広域連合長の定めるところにより調整した場合に得られる号給

２　前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第 22 条　職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準

に従い決定するものとする。

２　第２０条第２項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合について準用する。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第23条　第２１条第１項の規定（第３号の規定を除く。）及び同条第２項の規定は、前条第１項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第２１条第１項第１号中「次号及び第３号」とあるのは「次号」と、同項第２号中「広域連合長の定める者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「広域連合長の定める者」と読み替えるものとする。

（昇給日）

第24条　条例第５条第３項の規則で定める日は、第２７条又は第２８条に定めるものを除き、毎年１月１日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第25条　条例第５条第３項の規定による昇給（第２７条又は第２８条に定めるところにより行うものを除く。第２６条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第26条　職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第２５条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第４号又は第５号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、広域連合長の定めるところにより行うものとする。

（１）勤務成績が極めて良好である職員　A

（２）勤務成績が特に良好である職員　B

（３）勤務成績が良好である職員　C

（４）勤務成績がやや良好でない職員　D

（５）勤務成績が良好でない職員　E

２　次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

（１）広域連合長の定める事由以外の事由によって昇給日前１年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の６分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第５号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）　Ｄ

（２）広域連合長の定める事由以外の事由によって基準期間の２分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員　Ｅ

３　前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（Ａ及びＢの昇給区分を除く。）に決定することができる。

４　前３項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるＡ又はＢの昇給区分に決定する職員の数の割合は、広域連合長の定める割合におおむね合致していなければならない。

５　条例第５条第３項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第７に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

６　前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第１８条第３項、第２１条第２項（第２３条において準用する場合を含む。）若しくは第３０条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（広域連合長の定める職員にあっては、第１項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で広域連合長の定める号給数）とする。

７　前２項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

８　第５項又は第６項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第２１条に規定する異動をした職員にあっ

ては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第５項及び第６項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

９　一の昇給日において第１項の規定により昇給区分をＡ又はＢに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第４項の広域連合長の定める割合等を考慮して広域連合長の定める号給数を超えてはならない。

（研修、表彰等による昇給）

第27条　勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第５条第３項の規定による昇給をさせることができる。

（１）研修に参加し、その成績が特に良好な場合　成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（２）業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合　表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（３）職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合　退職の日

（特別の場合の昇給）

第28条　勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得て、広域連合長の定める日に、条例第５条第３項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第29条　第２４条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第30条　職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第１８条第３項又は第２１条第２項（第２３条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は広域連合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を広域

連合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第31条　休職にされた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間又は休職の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第８に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に広域連合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

２　派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第32条　職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規則により難い場合の措置）

第33条　特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に広域連合長の定めるところにより、又はあらかじめ広域連合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２６条の規定は、平成１９年４月１日から施行する。

別表第１　（第４条関係）

行政職給料表　級別資格基準表

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">試　　験</td><td rowspan="2">学　歴
免許等</td><td colspan="7">職　　務　　の　　級</td></tr>
<tr><td>１級</td><td>２級</td><td>３級</td><td>４級</td><td>５級</td><td>６級</td><td>７級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">正規の試験</td><td rowspan="2">大　卒
程度試験</td><td rowspan="2">大学卒</td><td></td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">別の定める</td></tr>
<tr><td>0</td><td>3</td><td>7</td><td>11</td><td>13</td><td>15</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短大卒
程度試験</td><td rowspan="2">短大卒</td><td></td><td>5.5</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">別の定める</td></tr>
<tr><td>0</td><td>6</td><td>10</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高　卒
程度試験</td><td rowspan="2">高校卒</td><td></td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">別の定める</td></tr>
<tr><td>0</td><td>8</td><td>12</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">中学卒</td><td></td><td>9</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">別の定める</td></tr>
<tr><td>3</td><td>12</td><td>16</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td></tr>
</table>

備考

この表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための１級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第２　学歴免許等資格区分表（第５条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
１　大学卒	（１）　博士課程修了	①　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（２）　修士課程修了	①　学校教育法による大学院修士課程の修了 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（３）　専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	（４）　大学６卒	①　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第５３条ただし書に規定する学部医学の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（５）　大学専攻科卒	①　学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（６）　大学４卒	①　学校教育法による４年制の大学の卒業 ②　国立看護大学校看護学部の卒業 ③　気象大学校大学部（就業年限４年のものに限る。）卒業 ④　海上保安大学校本科の卒業 ⑤　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
２　短大卒	（１）　短大３卒	①　学校教育法による３年制の短期大学の卒業 ②　学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 ③　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 ④　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

	（２）　短大２卒	①　学校教育法による２年制の短期大学の卒業 ②　学校教育法による高等専門学校の卒業 ③　学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 ④　航空保安大学校本科の卒業 ⑤　海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 ⑥　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（３）　短大１卒	①　海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
３　高校卒	（１）　高校専攻科卒	①　学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の卒業
	（２）　高校３卒	①　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	（３）　高校２卒	①　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
４　中学卒	中学卒	①　学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中等部の卒業又は中等教育学校の前記課程の修了 ②　上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

別表第３　経験年数換算表（第６条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">経　　歴</th><th>換　　算　　率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職機関</td><td>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</td><td>１００／１００以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>８０／１００以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、１００／１００以下)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間における企業体、団体等の職員としての在職期間</td><td>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</td><td>１００／１００以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>８０／１００以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校又は学校に準ずる教育期間における在学期間（正規の修学年数内の期限に限る。）</td><td>１００／１００以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の期間</td><td>教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの</td><td>１００／１００以下</td></tr>
<tr><td>技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの</td><td>５０／１００以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、８０／１００以下)</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>２５／１００以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、５０／１００以下)</td></tr>
</table>

別表第４　修学年数調整表（第７条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒（１６年）	短大卒（１４年）	高校卒（１２年）	中学卒（９年）
博士課程終了	２１年	＋５年	＋７年	＋９年	＋１２年
修士課程終了	１８年	＋２年	＋４年	＋６年	＋９年
専門職学位課程修了	１８年	＋２年	＋４年	＋６年	＋９年
大学６卒	１８年	＋２年	＋４年	＋６年	＋９年
大学専攻科卒	１７年	＋１年	＋３年	＋５年	＋８年
大学４卒	１６年		＋２年	＋４年	＋７年
短大３卒	１５年	－１年	＋１年	＋３年	＋６年
短大２卒	１４年	－２年		＋２年	＋５年
短大１卒	１３年	－３年	－１年	＋１年	＋４年
高校専攻科卒	１３年	－３年	－１年	＋１年	＋４年
高校３卒	１２年	－４年	－２年		＋３年
高校２卒	１１年	－５年	－３年	－１年	＋２年
中学卒	９年	－７年	－５年	—３年	

備考

１　学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

２　この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数を、（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。

３　　級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等欄の区分

と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任者基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は『減ずる年数とする。

4　学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程終了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ１年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整とする。

別表第５　初任給基準表（第１０条関係）

行政職給料表　　初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度の試験		１級２５号級
	短大卒業程度の試験		１級１５号級
	高校卒業程度の試験		１級５号級
その他		高校卒	１級１号級

別表第６　（第１８条関係）

行政職給料表　昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29

50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	33
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	34
64	28	44	46	56	48	34
65	29	45	46	57	49	35
66	29	45	46	58	49	35
67	30	46	47	59	50	36
68	30	46	47	60	50	36
69	31	47	47	61	51	37
70	31	47	48	62	51	37
71	32	48	48	63	52	38
72	32	48	48	64	52	38
73	33	49	49	65	53	39
74	33	49	49	66	54	39
75	34	49	49	67	55	40
76	34	49	50	68	56	40
77	35	50	50	69	57	41
78	35	50	50	70	58	
79	36	50	51	71	59	
80	36	50	51	72	60	
81	37	51	51	73	61	
82	37	51	52	74	62	
83	38	51	52	75	63	
84	38	51	52	76	64	
85	39	52	53	77	65	
86	39	52	53	78		
87	40	52	53	79		
88	40	52	53	80		
89	41	53	54	81		
90	41	53	54	82		
91	42	53	54	83		
92	42	53	54	84		
93	43	53	55	85		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	56			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	57			
102		55	57			
103		55	58			
104		56	58			
105		56	59			

106		56	59			
107		56	60			
108		56	60			
109		57	61			
110		57	61			
111		57	62			
112		57	62			
113		58	63			
114		58				
115		58				
116		58				
117		59				
118		59				
119		59				
120		59				
121		60				
122		60				
123		60				
124		60				
125		61				

別表第７　昇給号給数表（第２６条関係）

昇給区分	A	B	C	D	D
昇給の号給数	８以上	6	4	2	0
	４以上	3	2	1	0

別表第８　休職期間等換算表（第３１条関係）

事　　由	引き続き勤務しない期間についての換算表
給与条例第２７条第１項の規定による休職及び勤務時間条例第１３条第１号の規定による休暇	３／３以下
派遣職員の派遣	
給与条例第２７条第２項及び第３項の規定による休職並びに勤務時間条例第１３条第２号及び第１４条の規定による休暇	1／３以下（ただし、勤務時間条例第１４条の規定による結核性疾患にあっては、1／２以下にすることができる。）
地方公務員法第５５条の２第１項のただし書の許可を受けた場合	２／３以下
勤務時間条例第１６条の規定による介護休暇の期間	１／２以下
給与条例第２７条第４項の規定による休職	０（ただし、無罪判決を受けた場合は３／３以下とすることができる。）